

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318007	27年 11月2日	28年 1月5日	28年 3月18日	建築基準法における圧縮ガスの定義について	規制の現状 建築基準法関連法規上に圧縮ガスの定義が無いため、高圧ガス保安法適用外の圧縮ガスの解釈の統一ができない。 要望理由 建築基準法関連法規上に圧縮ガスの定義を設け、解釈の統一を図りたい。 要望が実現した場合 圧縮ガスの定義を統一し、建築確認申請等の行政手続きを円滑に進めることができる。	(一社)電子情報技術産業協会	国土交通省	高圧ガス保安法において、圧縮ガスについて特に定義がなく、高圧ガスも圧縮ガスの一部として取り扱われており、建築基準法施行令116条にある「圧縮ガス」においても同様です。 (参考) 高圧ガス保安法第二条 この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 常用の温度において圧力(ゲージ圧力をいう。以下同じ。)が一メートルガバスカル以上となる圧縮ガスであつて既にその圧力が一メートルガバスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メートルガバスカル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く。)	建築基準法施行令116条	現行制度下で対応可能	建築基準法施行令116条においては、支燃性及び不燃性のガスを対象から除外しています。従って、圧縮ガスとして規制の対象となるものは、可燃性のガスのうち圧縮されたガス一般を想定しており、圧縮された水素についても、これに当たると考えられています。なお、圧縮ガスについては、高圧ガス保安法等で安全規制が設けられているため、一般の可燃性ガスよりも緩和した措置となっています。	
280318008	27年 11月2日	28年 1月5日	28年 3月18日	建築基準法における用途地域毎最大貯蔵量に関する規制に関して	規制の現状 用途地域毎に可燃性ガス及び圧縮ガスの最大貯蔵量の規制が設けられている。また、最大貯蔵量が少く(十分数量ではない。住居系用途地域(第一種低層住宅地域から第一種中高層住居地域まで)については可燃性ガス及び圧縮ガス共に貯蔵が認められていない。 要望理由 水素ガス供給施設を含む可燃性ガス・圧縮ガス製造・貯蔵施設が設置可能なのは、準工業地域・商業地域のためのため、他の用途地域内には設置することができない。 要望が実現した場合 水素ガス供給と利用普及・促進が期待できる。	(一社)電子情報技術産業協会	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制により、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、各用途地域ごとに危険物の数量に応じて立地が制限されます。 ただし、特別用途地区や地区計画の活用、特定行政庁が同法第48条の特例許可をすることにより、用途地域ごとに規制される数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物を建築することが可能です。	建築基準法第48条	現行制度下で対応可能	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められています。 ご指摘の水素ガスの貯蔵又は処理に供する建築物についても、用途地域ごとに危険物の貯蔵量を定めて制限しており、防火等の観点から一律に緩和することは困難ですが、定められた圧縮ガスや可燃性ガスの貯蔵量を超えるものについても、特別用途地区や地区計画を活用して地方公共団体が条例を制定した場合や、特定行政庁が住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、建築可能です。 また、圧縮水素ガスタンクについては、高圧ガス保安法に基づき、安全性が担保されたものについては、水素ガスの貯蔵量の上限を撤廃しているところです。	
280318009	27年 11月17日	28年 1月13日	28年 3月18日	線路上空建築物の線路階における耐火性能について	【提案の具体的内容】 線路上空建築物の線路階については建築物として取り扱わないとの見解であり、線路階を構成する躯体には耐火要件が発生しないのが一般的である。しかし近年、法に準じた安全性を求められることもあり、線路階の耐火性能の確保について関係行政より指導される例が増えている。線路階は列車運行上や維持管理上の課題も多いため、鉄道事業者の自主的な安全性の検証をもって耐火性能の確保としたい。 【提案理由】 (a)線路上空建築物の線路階は確認申請上、審査対象面積に含まれないため、ほとんどの建物で耐火の規定はかかっていないが、近年、性能設計の導入、建築確認の厳格化等により線路階の耐火性能確保について関係行政より指導される例が増えている。 (b)線路階における耐火性能は、仕様規定において耐火被覆や耐火塗装の施工が必要であり、列車運行に与えるリスクやメンテナンスの困難さ、工事費増大が大きな課題となっている。また性能規定としては、耐火性能検証法があるが、部分適用(線路階のみ)が認められないため、建築物全体での検証となり、既存駅に適用した場合、大規模な既存避及が発生する可能性がある。一方で、一般的に線路階は半屋外空間であり、列車やキヨスク等のホーム上建物を除くと、局所的にごく小さな可燃物がある程度で比較的火災リスクの小さい空間と考える。 よって、鉄道事業者による線路上空利用建築物耐火設計指針による検証を自主的に行うことをもって耐火の安全性を確認することで問題ないと考え。 (c)列車運行へのリスクやメンテナンスコストの軽減が図れる。また既存駅においては大規模な改修費用を避けることができる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第2条第1号の規定により、「鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設は、建築物に該当しないため、建築基準法の規制対象ではありません。	建築基準法第2条第1号	現行制度下で対応可能	提案は、建築基準法の規制によるものではなく、あくまで行政指導によるものであるため、建築主が行政指導の扱いについてご判断いただければと思います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318010	27年 11月17日	28年 1月13日	28年 3月18日	非常用発電機用オイルタンクの燃料の貯蔵量上限・離隔距離の緩和・撤廃	【提案の具体的内容】 首都直下地震発生時における本社機能等維持のため非常用発電設備及び必要な燃料の確保が求められるが、非常用発電設備用燃料のオイルタンクはその設置場所により各種規制を受けている。地下であれば貯蔵量制限がないが、敷地面積の限られる都心部においては地下貯蔵槽を設けるための空地確保に苦労する場合が多く、首都直下地震の切迫性も高まる中、十分な燃料確保のためには屋内や屋上への貯蔵も望まれる。 一方、屋内や屋上への場合は貯蔵量上限や離隔距離の制限等により十分な貯蔵量を確保することが難しい。このため、屋内や屋上における非常用発電機用燃料の貯蔵量上限や離隔距離制限を緩和(もしくは撤廃)して頂きたい。 【提案理由】 (a)燃料を地下貯蔵槽に貯蔵する場合は貯蔵量制限がないが、地下貯蔵槽以外の場所で貯蔵する場合、貯蔵可能量や離隔距離などが制限される。 ・商業地域、重油の場合、建物単位で最大20,000ℓ ・屋上貯蔵の場合、タンク毎に2,000ℓ未満で、タンク周囲に幅3m以上の空地を確保 (b)首都直下地震発生時における本社機能等維持のため非常用発電設備及び必要な燃料の確保が求められる中、地下貯蔵槽であれば貯蔵可能量の制限がないため、現規制下で必要な燃料を貯蔵する場合は「地下貯蔵槽」により対応することが多い。しかし敷地面積の限られる都心部では地下貯蔵槽を設けるための空地を確保に苦労する場合が多い。首都直下地震の切迫性も高まる中、地下貯蔵槽のみでは十分な燃料確保ができない場合も想定されるため屋内や屋上など地下以外の場所への設置も望まれるが、屋内や屋上への場合は上記の貯蔵可能量や離隔距離制限があり十分な燃料貯蔵が難しいため、屋内や屋上における貯蔵可能量や離隔距離の緩和が望まれる。 (c)屋内や屋上に十分な燃料を貯蔵することが可能となり、非常用発電機の長時間稼働に対応する燃料貯蔵が促進される。 ※「屋上の場合、最大2,000ℓ」について 屋上タンクは法律上「屋内タンク貯蔵所」に該当すると指導されている。すると、危険物令12条2項の制限を受ける。12条2項1号でタンクは「タンク専用室」に設置することとなり、結果、屋上にタンクをむき出して設置することは出来ないこととなる。そのため、危険物規則第28条の57の「一般取扱所」に関する許可の範囲内で屋上へのむき出しでのタンク設置が認められている、という現状。28条の57第4項5号でタンクは指定数量未満となるため、2,000ℓが上限となる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 国土交通省	消防法により、屋内タンク貯蔵所のタンクの容量は指定数量の40倍(第4石油類及び動植物油類以外の第4類の危険物にあつては、当該数量が2万リットルを超えるときは、2万リットル)以下とする必要がある。 また、危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で、危険物を取り扱う設備を屋上に設置する場合は、危険物を取り扱うタンクの容量を指定数量未満とし、タンクの周囲の囲いの周りに幅3m以上の空地を保有する必要があります。 建築基準法第48条の用途規制により、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、各用途地域ごとに危険物の数量に応じて立地が制限される。 ただし、特別用途地区や地区計画の活用、特定行政庁が同法第48条の特例許可をすることにより、用途地域ごとに規制される数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物を建築することが可能である。	危険物の規制に関する政令第12条第2項、第19条第2項第3号、危険物の規制に関する規則第28条の57第4項 建築基準法第48条	現行制度下で対応可能	(消防法関係) 耐火構造のタンク専用室に設ける屋内タンク貯蔵所のタンク容量の上限については、危険物の漏えいや火災を建物の一部分に局限化し、火災の危険性や影響を低減させるために規定されたものです。 ボイラー等で危険物を取り扱う一般取扱所のうちキュービクル式の設備を屋上に設けるもののタンク(いわゆるサービスタンク)容量の上限についても、同様に火災の危険性や影響を低減させるために規定されたものです。また、当該設備及びタンクの周りの空地(離隔距離)は、周囲の建築物との相互の延焼防止や消防活動に使用することを目的に保有するよう規定されたものです。 屋内や屋上において、一カ所で大量の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことは、火災の場合、近隣に与える影響が大きいことや消防活動に重大な影響を与えるおそれがあることから、ご要望にあるタンク容量の上限や保有空地(離隔距離)の緩和・撤廃は困難です。 ただし、建物内に耐火構造のタンク専用室を複数設けることにより、一つのタンク専用室に設けるタンクの容量に上限はありますが、非常時に使用出来る日数分の燃料を貯蔵することが、現行の規制でも可能です。 なお、ボイラー等で危険物を取り扱う一般取扱所に接続する屋内貯蔵タンクをタンク専用室に設けるものについても、当該一般取扱所に接続する屋内貯蔵タンクをタンク専用室に設けることで、非常時に使用出来る日数分の燃料を貯蔵することが、現行の規制でも可能です。	
280318011	27年 11月17日	28年 1月13日	28年 3月18日	定期検査報告における排煙機の風量測定による是正判定の取りやめ	【提案の具体的内容】 「建築設備定期検査業務基準書 平成20年版」国土交通省住宅指導課監修に規定されている排煙機の風量測定による是正判定は取りやめるべきである。 【提案理由】 (a)規制の現状 「建築設備定期検査業務基準書 平成20年版」には、排煙機の風量の検査方法が規定されており、その手順は、排煙口は排煙機器から最も遠方となる排煙口から開放する。開放した排煙口の測定風量の合計値が排煙機の規定風量を超えるまで、順番に排煙口を開放して測定を行うとある。 (b)要望理由 排煙口の排煙風量が法定風量以上確保されていれば避難に支障はない。 また、次に示す建築基準法の規定と設計の実態にも則していない。 ・建築基準法では、排煙機の風量は、120m ³ /min以上かつ1m ³ /m ² ・min以上(2以上の防煙区画を兼用する時は2m ³ /m ² ・min以上)の排出能力だけが規定されている。 ・排煙ダクトは、上下層の同時開口はしない、隣接する二つの防煙区画が同時開放の可能性が、の条件で設計する。 (c)要望が実現した場合の効果 モータの更新等により必要以上の排煙機能力の増大ともない、検査時の排煙機の起動による排煙ダクト・ダクトの破損を防止できる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法施行規則第6条第3項及び平成20年告示第285号別表第二第一(九)の規定により、排煙機の排煙風量については、煙排口の同一断面から五箇所を偏りなく抽出し、微速計を用いて一点につき三十秒以内継続して風速を測定し、規定の式により排煙風量を算出することとしている。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。」としている。	建築基準法施行規則第6条第3項、平成20年告示第285号別表第二第一(九)	検討に着手	排煙にの排煙風量の測定については、建築基準法の適合性を確認することを前提として、告示のただし書きにある「同等の方法」の考え方を整理し、建築設備定期検査業務基準書の解説等に示す方向で検討を進めてまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318012	27年11月17日	28年1月13日	28年3月18日	共同住宅リフォーム時に建築士が判断できるガイドラインの作成と周知及び質疑に関する一次窓口の設置	マンション等の共同住宅において、修繕工事や防音・断熱・防犯のみならず、バリアフリー工事、窓・ドア工事、界床や界壁への内装工事等の住宅資産価値の向上に資する工事を行う際、強度や耐久性性能等を低下させないといった技術的・工学的判断を、管理組合に対して要求されるケースが多く見受けられる。 しかし、これらの内容を判断できる管理組合が少なく、結果的にリフォーム工事を断念せざるをえない事が存在する。 そのため、マンション等の共同住宅において、リフォーム工事を行う際、建築士が可否判断できる工学的知見によるガイドラインの作成と周知を図り、さらに当該周知およびガイドラインに関する質疑についての一次窓口の設置(国交省系のマンション関連団体として(公財)住宅リフォーム・紛争処理センター、(一社)マンション管理業協会、(一社)マンション計画修繕施工協会、(一社)マンションリフォーム推進協議会や(一社)日本マンション管理適正化推進協会等)をすることを提案する。 マンション標準管理規約第22条では、窓や玄関ドア等、防犯、防音、断熱等の性能向上に資する工事、管理組合の責任と負担で、計画修繕として工事できる他、各区分所有者の責任で工事できる。 また、区分所有者は理事長の書面による承認を受ければ、専有部分について修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付けや取替えを行うことができる。 更に承認の範囲内で、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事也行う事ができる旨、第17条で決められている。 しかしながら、エアコンのホース穴あたり、ビス打つにしても躯体強度や耐久性が落ちない事の判断を求められた場合、管理組合では技術的・工学的判断が出来る、工事を断念、先送りしてしまうケースがある。 上記提案がマンション標準管理規約に加われば、管理組合の負担を軽減することになり、リフォームが促進され、住宅資産価値の向上とリフォーム市場の拡大が期待できる。 また、定期修繕が先で速やかに実施できない場合や、資金が不足で全棟で実施できない場合は、各区分所有者の責任に委ねる工事が出来る旨、細則で決められている。 また第17条では理事長より書面による承認を受ければ、区分所有者はその専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け、若しくは取替えを行う事ができると決められている。 (一社)住宅リフォーム推進協議会が平成25年度に行った調査では、1位 好み・使い勝手を良くするための変更、2位 老朽化対策、3位 高齢者対応、4位 省エネ・冷暖房工事・・・10位 防犯	(一社)日本建材・住宅設備産業協会	国土交通省	マンション標準管理規約第17条及び第22条	対応	・ご指摘のように管理組合が運用判断に迷うといった状況があることも踏まえ、管理組合が工事の承認の判断を行う際や細則を定める際に参考にしていただけるよう、現在検討中のマンション標準管理規約改正案(平成27年10月21日～11月19日にパブリックコメントを実施済)において、想定される工事を、理事会承認の必要な工事、届け出が必要工事、届け出も不要の工事に分類した上で、管理組合が審査すべき点等を解説した「区分所有者が行う工事に対する制限の考え方」を、マンション標準管理規約の前添資料として盛り込むことを予定しています。 ・各区分所有者が修繕工事を実施する場合には、当該別添資料の内容を、各マンションの事情に応じて参考にするとともに、必要に応じて、専門的知識を有する者の意見を聴くことが望ましいと考えています。 ・また「制度の現状、欄記載の通り、大規模修繕や省エネルギー等のための改修の際に役立つ技術情報など、共同住宅の再生技術とその活用方策について、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターのHPにおいて公表していますので、適宜ご参照頂きたいと考えています。 ・さらに「制度の現状、欄記載の通り、引き続き、公益財団法人マンション管理センター及び公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、リフォーム工事等に関するご相談に対応したいと考えております。 ・なお、マンション標準管理規約は、管理組合が、各マンションの実態に応じ、管理規約を制定、変更する際の参考として作成し、その周知を図っているものであり、強制力はないため、規制には当たらない旨を申し添えます。		
280318013	27年11月17日	28年1月13日	28年3月18日	マンション標準管理規約におけるバリアフリー工事、高齢者対応工事の追加記載及び断熱から「省エネ」への変更、の提案 【制度の現状と期待される効果】 昭和37年の区分所有法(法律第6号)制定以降、現状に即して、法改正やマンション標準管理規約の改正がなされてきた。 平成16年の改正時に、マンション標準管理規約に第22条が新設され、窓や玄関ドアなど、防犯、防音、断熱等の性能向上に資する工事について、管理組合の責任と負担において、計画修繕として、当該工事を実施することが出来る。 また、定期修繕が先で速やかに実施できない場合や、資金が不足で全棟で実施できない場合は、各区分所有者の責任に委ねる工事が出来る旨、細則で決められている。 また第17条では理事長より書面による承認を受ければ、区分所有者はその専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け、若しくは取替えを行う事ができると決められている。 (一社)住宅リフォーム推進協議会が平成25年度に行った調査では、1位 好み・使い勝手を良くするための変更、2位 老朽化対策、3位 高齢者対応、4位 省エネ・冷暖房工事・・・10位 防犯	(一社)日本建材・住宅設備産業協会	国土交通省	マンション標準管理規約第17条及び第22条	現行制度下で対応可能	・第22条第1項における「防犯、防音又は断熱等」に「バリアフリー工事」及び「高齢者対応工事」を具体的に併記し、また「断熱」の表記を「遮熱」を包含した「省エネ」の表記へ変更すべきとのご提案ですが、条文上あらゆる住宅性能について列挙することは困難であるものの、既に表記をご提案頂いた住宅性能は、いずれも、第22条第1項における「住宅の性能の向上等に資するもの」に包含されていると理解しており、今後、リフォーム市場の拡大という観点からも、その旨の周知を図ってまいりたいと考えております。 なお、ご提案の中で触れられている第17条には、「防犯、防音、断熱等」といった例示は存在しないため、ご提案の対象にならないと考えられます。 ・なお、マンション標準管理規約は、管理組合が、各マンションの実態に応じ、管理規約を制定、変更する際の参考として作成し、その周知を図っているものであり、強制力はないため、規制には当たらない旨を申し添えます。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318020	27年 11月25日	28年 1月13日	28年 3月18日	建築基準法の既存適及(エレベーター)の見直し	【提案の具体的理由】 建築物の増築に際して、相互に応力を伝えない構造方法で接合する場合は、既存部分に設置されているエレベーターに対する適及を不要とすべきである。 【提案理由】 現在、建築基準法による既存適及により、一定規模以上の改修工事や建築物間を接続する行為を実施した場合、改修される建築物や接続される建築物に対しても新法が適用されてしまう。2014年4月に、「建築基準法施行令を改正する政令」が施行され、エレベーター等の約合もありに対する規定および構造計算方法や、主索等の一部機器に対する地震時の構造計算方法が定められた。このため、建築物の増築を行う際に既存部分に設置されているエレベーター等についても新たな構造計算方法が適用され、莫大な改修コストが必要となり、企業にとって大きな負担となっている。増改築部分と既存部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接合することにより、構造上別の建築物とみなされ、現行の構造計算を実施することなく、既存部分が耐震診断基準等に適合することで地震に対する安全性を確認することが認められている。このことに基づき、既存部分に設置のエレベーターに対しても、上記のような構造方法で接合された場合に適及対象の適用外とすべきである。 要望の実現により、企業の国内立地における建設コストの低減が図られるほか、既存ストックの有効活用にもつながる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物(既存不適格建築物)について、一定規模以上の増改築を行う場合、法第86条の7の制限の緩和を受ける要件として、建築基準法施行令第137条の2及び国土交通省告示第566号の規定により、増改築に係る部分以外の部分に対してもエレベーターの耐震対策に係る規定に適合することを求めている。	建築基準法第3条第2項、法第20条、建築基準法施行令第137条の2及び国土交通省告示第566号	対応不可	東日本大震災をはじめこれまでの大規模地震では、エレベーターの釣り合いおもりの落下やかご内での閉じ込め等が発生しており、こうした危険性に鑑み、これまで建築基準法令の改正を内閣府の閉じ込め等が発生しており、こうした危険性に鑑み、これまで建築基準法令の改正を行い、釣り合いおもり、ガイドレール、駆動装置等の耐震対策等を推進しているところ。既存のエレベーターについても一定規模以上の増改築の機会を捉えて耐震対策を推進する必要があるため、当該規定に適合させる必要があると考えています。 したがって、提案を採用することはできません。	
280318021	27年 11月25日	28年 1月13日	28年 3月18日	自動車修理工場の立地に関する規制緩和	【提案の具体的内容】 自動車修理工場の円滑な立地に向け、以下を推進すべきである。 「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」の周知・徹底 第1、2種住居地域及び準住居地域における自動車修理工場の床面積規制の緩和の検討 床面積の算出方法における自治体間の統一化 【提案理由】 現在、建築基準法第48条に基づき、自動車修理工場の床面積は第1、2種住居地域では50㎡、準住居地域では150㎡以下に制限されている。そのため、例えば幹線道路に面したような需要が高い場所であっても、第1、2種住居地域である場合には自動車修理工場の作業場の面積が狭小となり、効率的な事業運営が見込めず立地出店を断念する等の問題が生じている。 2012年に国土交通省は、「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」をまとめて都道府県に通知しているが、都道府県によっては適切に運用されていないところもあることから、この指針を周知・徹底し、基準を満たしている場合には標準的な規模の自動車修理工場が一定の幹線道路の沿道に確実に立地可能になるようにすべきである。また、現行法の関係条文が改正された1994年と比較すると、自動車修理工場の防音・騒音対策は大幅に向上しているほか、自動車本体の環境対策も進んでいるため、第1、2種住居地域や準住居地域における自動車修理工場の床面積の緩和も検討すべきである。加えて、自動車修理工場の床面積を算出するにあたり、通路や車両エレベーター等の算入について自治体間で扱いに差異があることから、統一すべきである。 要望の実現により、自動車修理工場において検査・整備作業を円滑かつ効率的に実施できれば、ユーザーの利便性向上に資すると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制により、自動車修理工場は、各用途地域ごとに建築可能な規模が定められています。 ただし、特別用途地区や地区計画の活用、同法第48条のただし書きによる特定行政庁の許可において各用途地域に建築可能な規模を超える自動車修理工場を建築することが可能です。	建築基準法第48条	現行制度下で対応可能	ご指摘の技術的助言の周知徹底については、特定行政庁に対して定期的に周知しているところ。また、ご指摘の自動車修理工場の作業場の床面積の緩和については、作業場の床面積を緩和することにより当該工場の周辺の市街地環境に及ぼす影響が増大するおそれ大きく、全国一律に緩和することは困難ですが、特別用途地区や地区計画を活用して地方公共団体が条例を制定した場合や、特定行政庁が住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該工場の作業場の床面積の制限を緩和することが可能です。 また、自動車修理工場の作業場の床面積の算定における通路や車両用エレベーターの取扱いについては、弊省で把握している限り、特定行政庁において通路や車両用エレベーターの部分と作業場の部分が明確に区画されていることや、通路や車両用エレベーターの部分で自動車修理工場の作業を行わないこと等を確認し、作業場の床面積に算入しない統一的な運用がされています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- 再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改定会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318027	27年11月25日	28年1月22日	28年3月18日	各種申請書類における手数料の納付方法の拡充や電子申請の可能化	【提案の具体的内容】 以下の申請に関して、収入印紙以外での手数料の納付に加え、電子申請を可能とすべきである。 ・医療用医薬品の製造販売承認申請(2014年度の継続要望) ・航空法に係る申請のうち、「国土交通省オンライン申請システム」の対象外のもの 【提案理由】 現在、医療用医薬品の製造販売承認申請や、航空法に係る申請(「国土交通省オンライン申請システム」に登録されていないもの)については、申請書に収入印紙を貼付する形で手数料を納付しなければならない。このため、収入印紙を購入する手間や、保管・移動を含めた事務手続きが煩雑であるほか、多額の現金を持ち運ぶことにより安全面でも問題が生じており、申請者である企業にとって大きな負担となっている。また、収入印紙による納付が必須となることにより、電子申請の実現を妨げている。 そこで、上記申請における収入印紙以外での手数料の納付に加え、電子申請を可能とすべきである。要望の実現により、収入印紙や申請手続きに係る工数の短縮につながる。また、高額の収入印紙の購入に係る移動・保管のリスクが軽減される。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省	【厚生労働省】 電子政府の総合窓口(e-Gov)において、FD申請ソフトで作成した資料を添付することにより、電子申請ができ、国に納付する手数料は電子納付することができます。医薬品医療機器法関係手数料規則第1条第1項に基づき、医薬品の製造販売承認を申請する場合は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って申請する必要があります。 【厚生労働省】 医薬品医療機器法関係手数料規則第1条第1項 【厚生労働省】 電子申請(インターネットを利用した申請・届出)については、平成16年から厚生労働省電子申請・届出システム(平成20年からは電子政府の総合窓口(e-Gov))において対応しており、電子申請で申請等を行う場合、国に納付する手数料は電子納付することができます。 一方、FD及び紙で申請等を行う場合は、医薬品医療機器法関係手数料規則第1条第1項に基づき、収入印紙による手数料の納付が必要です。理由は以下に示すとおりです。 【理由】 国の歳入については、法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっていないものを除き、会計法及び国の債権の管理等に関する法律において債権の発生に對する納入告知や債務者の住所、金額、履行期限等の調査や帳簿への記録等を行うこととされています。 印紙貼付は、「法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっている債権」に該当するため、納入告知、帳簿記録等は不要ですが、収入印紙以外での納入を行うこととすると、上記のような煩雑な手続きが行政窓口において必要となります。 医療用医薬品の承認申請は、医薬品医療機器法第14条第11項に基づき独立法人医薬品医療機器総合機構に提出することとなり、申請の受理に伴う国の債権発生について、債権法に基づき(管理等は)さらに困難と考えられます。 債権回収遅れのリスク防止及び適切な審査業務運営の観点からも収入印紙による取扱いが必要とされます。	【国土交通省】 航空証明の申請、型式証明の申請、修理改造検査の受検申請、予備品証明の申請、事業場の認定の申請及び航空従事者技能証明の申請等については、航空法施行規則及び各申請の要領を定めた通達に基づき、紙による申請と収入印紙による納付を受け付けております。 【国土交通省】 航空法施行規則 ・航空機及び装備品等の検査 (平成12年2月1日、空機第100号) ・装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針(平成17年4月26日) ・事業場認定に関する一般方針(平成12年5月19日、空機第561号) ・航空従事者技能証明等に関する事務処理要領(昭和51年4月26日、空業第248号)	【国土交通省】 収入印紙以外の納付・対応不可 電子申請・対応不可 一方、電子申請による電子納付以外に、収入印紙を使用せずに手数料を納付することを認める場合には、国の債権の管理等に関する法律に基づき、債務者に対する納入告知、帳簿への記録等の煩雑な手続きが追加的に発生します。このため、申請の処理期間が現状より延びることとなるなど、審査の処理にも支障が生じることが懸念されます。 なお、航空従事者技能証明等の申請は写真、返信用封筒、住民票、外国が発行されたラセンスの原本等を提出することが必要であり、当該書類と共に収入印紙を添付した納付書の提出をもって手数料の納入をして頂くことが申請者にとって有利性が高いことから、従前より収入印紙による納付手続を行ってきたところです。 また、航空従事者技能証明等以外の申請においても、現物の提示や対面での調整が必要な他の手続きが多々存在することから、申請に伴う実際のやり取りの際に収入印紙を添付した納付書の提出をして頂くことで、納付手続を行ってきたところです。		
280318028	27年11月25日	28年1月22日	28年3月18日	省エネ法に基づき(省エネ措置の届出のオンライン申請・電子データ申請化)	【提案の具体的内容】 省エネ措置の届出を行なう際は、申請方法として新たにオンライン申請(電子政府の総合窓口・e-Gov)や外部記憶媒体(USBメモリー、光ディスク(CDおよびDVD))等による申請を可能とすべきである。 【提案理由】 現在、省エネ法に基づき、住宅や建築物の新築や大規模修繕等を行う際、当該住宅や建築物についてエネルギーの効率的利用のための措置が必要な場合、建築主や所有者は所管行政庁に省エネ措置の届出を行う必要がある。届出の際に必要な書類には、定形届出書のほか、建築図(各階平面図・立面図・断面図)、各設備図(空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機設備の機器表、系統図、仕様書、平面図)、各種計算書(一次エネルギー消費量計算書、PAL*計算書)等があり、正副2部、A4ファイルなどに綴じて提出している。 届出に必要な書類は書類作成過程においてすべてデータ化されている場合もあり、企業はそのデータを改めて紙ベースで出力しファイリングしたものを2部、届出書類として所管行政庁に提出している。特に大規模な建物になると建築図や設備図、計算書関連が膨大な枚数となることから、届出業務に係る作業負担を軽減するため、オンライン申請(電子政府の総合窓口・e-Gov)や外部記憶媒体(USBメモリー、光ディスク(CDおよびDVD))等、データでの申請を可能とすべきである。 要望の実現により、企業側は届出業務に係る作業負担の軽減やペーパーレス化による印刷コストの低減、行政側は申請書類の管理の効率化が見込まれる。また、ペーパーレス化による環境負荷の低減も期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 国土交通省	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第75条および第75条の2に規定されている届出書を電子申請することは認められており、省エネ法において届出書に電子データを用いた申請については、省エネ法において措置されておられません。	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第75条の2に規定されている届出書を電子申請することは認められており、省エネ法において届出書に電子データを用いた申請については、省エネ法において措置されておられません。	・オンライン申請 電子情報処理組織を使用した届出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、行政手続で対応可能とすることができます。 ・外部記憶媒体を使用した届出 省エネ措置の届出について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)の制定(平成27年7月)により、平成29年度より建築物省エネ法において届出制度が施行される予定です。そのため、本件(外部記憶媒体による届出)を含め、建築物省エネ法における手続等について平成28年度に検討を開始し、平成28年度中に結論を待っています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(○、△、△△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「△」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318034	27年12月7日	28年1月27日	28年3月18日	空家とその敷地の所有者情報の提供	【提案の具体的内容】 空家の減少に向けて我々企業も積極的な取り組みを行う考えだが、空家の所有者がはっきりせず、所有者への働きかけが十分に行えない状況にある。空家の減少を促進するためにも、一定の条件下で、行政側が保有する所有者の氏名、現住所等の個人情報をも民間企業にも開示できるようにすべきである。 【提案理由】 ＜規制の現状＞ 空家等特別措置法において、市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報(課税台帳)のうち、空家等の所有者等に関する情報(氏名又は名称、住所、電話番号)について、法の施行のために必要な限度において、守秘義務に抵触することなく、内部で利用することができることとされている。 しかしながら、市町村の内部利用に限られるため、空家対策としての管理業務や建替え需要調査、土地活用等を担う民間事業者に対しては、空家とその敷地の所有者への連絡や働きかけを目的とする場合であっても、個人情報保護法の利用目的の制限事項があり、空家対策特別措置法にあっても外部への情報提供やその活用用途、利用制限について明記されていないことが理由となり、課税台帳に記載されている個人情報の提供を受けることができない。このため、民間企業が事業性の確認を含め、空家対策に積極的に動くことが大変困難な状況となっている。 ＜要望理由＞ 民間事業者が空家対策に取り組む場合には、事業性に関する調査を行う必要がある。所有者との接触、交渉が不可欠であるが、空家の所有者を調べることが実態的に困難である。自治体においては、課税台帳に収められた個人情報の確認により所有者が特定できていても、民間事業者への情報提供ができないため、自治体のみで所有者に対して働きかけを行わなければならない。民間事業者と協力を求めようとしても、民間事業者が求める情報を提供できない為、十分な連携がとれず対策の推進が図り辛い。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 空家とその敷地の所有者との調整が可能となり、事業者にとっては、事業性判断を行うことができるようになるため、空家対策の推進が期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省 国土交通省	空家等対策特別措置法	○空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項において、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとされています。 ○また、市町村は、同法第13条において、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとすることとされています。	【国土交通省、総務省】 現行制度下で対応可能 【法務省】 事実確認	【国土交通省、総務省】 ○個人情報の取り扱いとは、それぞれの地方自治体の個人情報保護条例等に基づいてルールが定められていますが、一般的に、空き家の所有者、所有者の現住所などの個人情報本人の同意なくして外部提供することはプライバシーの問題があり、困難であると考えられます。 ○しかしながら、御指摘の「一定の条件下」として、本人の同意を得た上で市町村から空き家等の所有者等に関する情報を民間事業者へ提供することは可能であり、実際に民間事業者と連携して空き家の利活用に取り組む市町村もあります。 【法務省】 空家対策については、空家対策特別措置法により市町村において取り組むこととされているところ。法務省・法務局においては、市町村が取り組む空家等に関するデータベース整備等を支援することが求められており、具体的に、「例えば空家等の不動産登記簿情報については関係する法務局長に対して、電子媒体による必要な不動産登記簿情報の提供を求めることができるとされています(空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年総務省・国土交通省告示第1号))」。 つまり、法務局は、市町村が把握した空家等について、市町村からの要請に対し、当該空家等の登記簿情報を提供するという仕組みとなっており、法務局が空家等の情報を収集しているわけではなかった。空家等に関する所有者等の情報を所有するということはできません。 また、市町村が整備した空家等のデータベースの取扱いについては、当省はコメントする立場にありません。 なお、不動産登記簿等の公開に関する制度については、以下のとおりです。 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面(登記事項証明書)の交付を請求することができることとされています。 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の概要を記載した書面(登記事項要約書)の交付を請求することができることとされています。	
280318038	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	工事中の計画変更時ににおける避難安全検証大臣認定再取得手続きの短縮もしくは免除	【具体的内容】 平成22年の建築基準法運用改善の主旨に則り、避難安全検証の大臣認定取得物件であっても、工事中の変更手続きを要しない変更の規定を設けていただきたい。具体的には、建築基準法施行規則第3条の2に定められている、「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」に類する軽微な変更の内、避難安全検証に関係しない、若しくは避難上明らかに安全性を高める変更については、工事中の変更の手続きを要しない扱いとしていただきたい。また、「軽微な変更」に含まれないものであっても、避難安全検証上、明らかに安全性を高める変更も同様の扱いとしていただきたい。 【提案理由】 大臣認定取得物件は計画変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象外であり、建築基準関係規定に関わる変更についてはその変更の程度に関わらず大臣認定再取得の手続きが必要となる。確認済証取得後の工事中においても関係者要望の調整により設計変更が生じるケースが数多くあるが、上記の規制から大臣認定取得物件では竣工の1年～1年半程度前までに内装に関する全てを決定する必要がある。しかしこの時点ではまだテナントが決まらないうちにも多く、テナント要望の内装変更する部分については、標準内装で一度竣工した後、すぐに標準内装を解体してテナント要望の内装工事を行うことが必要となり、入居時期の遅れにもつながる。そのため、テナント側の入居希望時期と折じ合わせる、テナント入居自体が不成立となるリスクも生じる。また、一度も使われない標準内装を廃棄することになるため廃棄物の増大にもつながっている。 大臣認定再取得手続きの短縮(もしくは免除)により、テナント内装の決定時期を遅らせることができ、外資系企業等のテナント独自の内装ニーズにより対応しやすくなることが期待される。また、テナント内装の決定が間に合わない場合には一度標準内装で仕上げることも可能で、これを回避しやすくなることで標準内装解体に伴う廃棄物が削減されることも予想される。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法施行規則第3条の2(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)、建築基準法施行令第129条の2(「避難安全検証法」、建築基準法施行令第129条の2(全館避難安全検証法))	建築基準の性能規定化に伴い、高度な検証方法で検証した建築物については、建築主等による審査が困難であることから、国土交通大臣が認定することとしています。また、認定の際の検討範囲を超えて設計内容に変更がある場合は、再度認定を取得していたこととされています。	現行制度下で対応可能	ご提案の「避難安全検証に關与しない、若しくは避難上明らかに安全性を高める変更」については、建築主等が、変更内容が避難安全検証に關与しない、又は避難上明らかに安全側であると判断することには不確実性があることから、軽微な変更に盛り込むことはできません。なお、建築主やテナントの意向により建築物の計画変更が発生することもあることから、大臣認定制度では発生が見込まれる変更事項への対応方法をあらかじめ検討し、あらかじめ検討される内容を含めた計画に対して、構造方法等の認定を実施することも可能であり、また、内装仕上げ等の工事が完了していない場合であっても、特定行政庁等が安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、入居時期に照って建築物を仮使用することが可能です。こうした制度を活用していただくことで、変更による大臣認定の再取得の手続きを少なくすることが可能と考えられています。	
280318039	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	テナントオフィスビルにおけるテナント入居部分のスケルトン竣工の許可	【具体的内容】 テナントオフィスビルにおけるテナント入居部分の計画は、ビル本体の計画と同時に決定することと限らないが、ビルの竣工時には未入居部分の内装も原則、完成しておかなければならず、無駄な努力と費用が生じている。これらを実施に即したものであるため、テナント未入居部分の内装をスケルトンとした状態で、ビルが竣工できるようにするべきである。 【提案理由】 現状では、ビルの確認申請時に全ての設計内容を同時に申請する必要がある。また、ビルの完了検査を受ける際は、テナント未入居部分は標準内装で仕上げる必要がある。テナント部分は、その設計が確定した段階で、都度、計画変更を申請し、その後、標準内装を取り壊して、求める内装につくり変え、新たにビル全体の確認検査を受ける。 しかし、ビル本体とテナント内装の計画時期や決定時期、ニーズの変化や寿命が異なるケースがほとんどなので、確認申請の対象をそれぞれ分けることにより、計画・設計・施工の二度手間をなくするとともに、ニーズの変化に対するオフィスビルの対応力を高めることができる。 要望が実現すれば、オフィスビルの建設だけでなくリニューアルにおいても、省資源、ストック社会に対応し、オフィスの利用変化に柔軟に対応できる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第6条の規定により、建築主は一定の建築物を建築等しようとする場合、工事着手前に建築物に係る確認の申請書を出して、建築主等等の確認を受けなければならない。 また、法第7条の規定により、工事を完了した場合は検査を申請し、建築主等等の確認を受けなければならないとされています。 なお、建築物の使用にあたっては、法第7条の6の規定により、検査済証の交付を受けることが必要です。	建築基準法第6条、建築基準法第7条、建築基準法第7条の6	対応不可	建築物の使用にあたっては、提案にあったテナント未入居部分も含め、建築物全体として建築基準法に適合させる必要があります。したがって、テナント未入居部分の確認及び検査の手続きをその他の部分と別の手続きとし、テナント未入居部分の安全を確認せずにビルを竣工できるようにしたい提案は、安全性の確保の観点から、採用できないと考えられます。なお、内装仕上げ等の工事が完了していない場合は、法第7条の適用上工事が完了したとはいえないことから、検査を行うことはできませんが、特定行政庁等が安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、内装仕上げ等の工事が完了していない場合であっても、入居部分に限って建築物を仮使用することが可能です。仮使用認定については、平成26年の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関においても実施可能となっています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280318040	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	建築基準法 旧38条大臣 認定建築物 の活用につ いて	【具体的内容】 建築基準法の旧38条認定建築物の改修に伴う既存適及範囲の確認方法の簡素化および適用範囲の適正化(避難安全検証法の部分適用等) 「防火・避難対策等に関する実験的検討(平成24年度建築基準整備促進事業)」の検討結果を受けての早期対策の実施 【提案理由】 2000年の建築基準法性能規定導入時に38条が削除された。当該建築物はすべて既存不適格となり、用途変更や増改築が実質不可能になるなどの問題が発生している。 旧38条認定を受けている建築物は投資金額が大きい大型のビルや大空間アトリウムなどを持つ公共施設などが多数含まれており、良好な建築ストックを活用することは、現在国が推し進めているストックの有効活用や効果の最大化といった政策の方向性とも合致すると考えられる。 2000年以降に建築物として要求される事項として、たとえば大規模災害時における帰宅困難者対応、防災等の観点からの自家発電機機の設置、さらには行政の方策を実現するための改修が遅やかになることにより、都市としての国際競争力を維持することも期待される。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	平成10年の建築基準法の改正において建築基準の性能規定化が図られたことに伴い、旧法第38条が削除されたが、技術的な知見が十分蓄積されていなかった。検証方法が確立していなかったりすることなどにより性能規定化されていない技術的基準が残っていたところ等。このため、旧法第38条の認定を受けた建築物において、現行基準への適及が困難であり、用途変更や増改築時に支障を来すケースができていたところ等。	建築基準法施行令第108条の3など	その他	「防火・避難対策等に関する実験的検討(平成24年度建築基準整備促進事業)」の検討結果などを踏まえ、旧38条認定建築物の増築等が円滑にできるよう建築基準法施行令における耐火性能検証の裏面温度の設定や、特別避難階段の付室又は非常用エレベーターの車階段ロビーにおける加圧防排煙の位置づけ、避難関係規定における別建築物扱いなどの防火避難関係規定について、必要な見直しを行いました(平成28年6月1日施行)。 なお、平成26年の建築基準法改正により、再び法第38条が規定されたことから、上記の見直しにより対応できない場合であっても、新たな法第38条認定を活用することが可能です。	
280318041	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	建築基準法における既存エスカレーターの脱着防止措置の緩和	【具体的内容】 建築基準法施行令第137条の2第1項(ハ)に基づき「建築物の既存部分のエスカレーターの脱着防止措置の規定の緩和を願いたい。具体的には、経済的負担の少ない簡易な仕様による対策を緩和措置として許容していただきたい。 【提案理由】 現行法に適合しなくなった建物(既存不適格建物)について、増築等一定規模以上の工事を行う際は、既存部分も含め現行法に適合させる。いわゆる「既存適及」の規定がある。(法3条3項三号) エスカレーターの落下防止対策も例外ではなく、平成25年7月改正(平成26年4月施行)により適及対象に加わった。 一定規模以上の建築物の増改築を行う場合、既存エスカレーターに対する脱着防止措置として階高に応じた十分な「かり代・隙間」、または落下防止措置を講じた場合は細小された「かり代・隙間」のいずれかを施すことが必要とされている。 現実的に「かり代・隙間」を確保するためには大掛かりな建物改修を必要とする場合が多く、結果的にエスカレーターを取り替えることとなり、経済的に大きな負担や工期延長が想定される。また、工期延長によって駅利用者にも不便をかけることとなる。 既存エスカレーターの脱着防止措置について、経済的負担の少ない仕様・工法を特例的な緩和措置として定めることで、既存建築物の増改築に伴う事業活動が円滑に進められ、安全性の確保や経済活性化に資するほか、既存エスカレーターの耐用年限前の廃棄が回避され環境・資源対策にも効果があると考えらる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物(既存不適格建築物)について、一定規模以上の増改築を行う場合、法第86条の1の制限の緩和を受ける要件として、建築基準法施行令第137条の2及び平成17年告示第566号の規定により、増改築に係る部分以外の部分に対してもエスカレーターの脱着防止対策に係る規定(平成25年告示1046号)に適合することを求めています。 当該規定では、エスカレーターと建築物の隙間が不足している場合、実験による検証を行うことを求めています。	建築基準法第3条第2項、法第20条、建築基準法施行令第137条の2及び国土交通省告示第566号、H25年告示1046号	検討に着手	現在、平成25年告示1046号の改正を検討しており、エスカレーターと建築物の隙間が不足している場合において、圧縮力を受けた場合のトラス等の強度を考慮した基準の合理化を行う予定でです。	
280318042	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火設備について	【具体的内容】 建築基準法第2条9の2ロおよび第64号に規定される通り、該当部分は「仕様規定」または「個別認定」された防火戸でなければならないとされている。新しい防火サッシを商品化する場合には、サッシメーカーに依頼して個別認定を長期間かけ取得するほかなく、ハウスメーカーはサッシメーカーに頼らざるを得ないのが現実である。既存の個別認定と比べ明らかに防火上支障がないもの(縦・横寸法が認定品より小さい、厚さが認定品より厚い等、同等以上の性能のものに部品交換したもの)は使用できるよう、通則認定を定めていただきたい。 【提案理由】 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の窓についてはメーカーごとの個別認定のサッシを使用しなければならない。また、認定要件を安全性を高める側に逸脱しても新たな個別認定が必要となっており、 街並みを構成する住宅の外観をデザインしている際、重要な要素として窓が存在する。また住戸内部の空間の構成により変化する心地よさにも窓のデザインがとても重要である。ところが防火認定のない形状および寸法のサッシを使用する場合は、サッシメーカーの個別認定を待つしかない(事実上、使用は困難な状況である。そこで既存の個別認定と比べ明らかに防火上支障がないもの(縦・横寸法が認定品より小さい、厚さが認定品より厚い、認定品の埋め入りガラスと同等以上の仕様の耐熱強化ガラスなど、同等以上の性能のものに部品交換したもの)は使用できるよう、通則認定を定めていただきたい。 画一的な寸法形状のメーカー既製品の防火サッシだけでなく建物に調和したデザインされた防火サッシを建物に使用することで、心地よい居住空間が生まれ日々の生活が格段に豊かになり、意匠的に優れた建物が増えることと、美しい街並み形成の一助となると考えている。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に係る構造方法の認定は、建築基準法第2条第9号の2ロ又は第64条の規定に基づいて認定を行っており、構造方法等の認定を受けるに当たっては、あらかじめ指定性能評価機関において性能評価を受ける必要があります。	建築基準法第2条第9号の2ロ、第64条、第68条の25第1項、	現行制度下で対応可能	部材の縦・横寸法や厚みなどに一定の幅をもたせた防火設備の認定については、最も不利な仕様において試験を行い防火性能を有することが確認された場合、仕様在一定の幅を持たせた認定の取得が可能となります。 また、既に認定を受けた仕様から仕様の範囲を拡充する内容の防火設備の認定については、既認定のものより防火上同等以上の性能を有すると指定性能評価機関が判断した場合、改めて試験を受けることなく認定の取得が可能となっており、認定取得の負担を軽減しています。 なお、実験等から、十分な性能がある構造については、認定を受けることなく(一般に使用可能なものとするため、現在、建築基準整備促進事業において、告示の見直しを含めた技術的な検討を行っています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 - :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318043	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	住居系用途の自動車駐車場の面積規制の見直しについて	【具体的内容】 住居系に指定されている用途地域において、同一の敷地内において付属駐車場の敷地や建物の規模にかかわらず一律に上限面積が規定されている。 付属駐車場の面積の規定は、例えば「住戸数×15㎡基準(車路を除く)」とするなど、住戸数や敷地面積、建物の延べ面積等に応じた上限を設けていただきたい。 【提案理由】 建築基準法施行令130条の5において、住居系の用途地域の敷地について、同一敷地内の付属駐車場の面積の上限が規定されている(例えば、第一種低層住居専用地域における同一敷地の付属駐車場の上限面積は600㎡等)。 特に大規模な敷地において、機械駐車場、および地下駐車場の形態を持つ付属駐車場を設置できない事例がある。また必要な駐車場台数を確保するため、上記制限の面積に算入されない駐車場を設ける場合、駐車場のスペースを確保するために、その分だけ建築物を建てることができます。指定された容積率を有効に活用できないという事例もあることをふまえ、付属駐車場の面積規定は住戸数や敷地面積、建物の延べ面積等に応じて上限を設けるべきである。 この見直しにより、良好な住環境の確保、および住民にとって必要と思われる駐車場台数が確保できることが期待される。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制により、建築物に附属する自動車庫は、各用途地域ごとに規模等に応じて立地が制限されます。ただし、特別用途地区や地区計画の活用、特定行政庁が同法第48条の特例許可をすることにより、用途地域ごとに規制される規模等を超える建築物に附属する自動車庫を建築することが可能です。	建築基準法第48条	現行制度下で対応可能	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等が定められています。建築物に附属する自動車庫についても、市街地の環境への影響の観点から、用途地域ごとに規模等を定めて制限しており、ご提案にある算定方法では、建築物の規模に比例して立地可能な自動車庫の面積が増大し、良好な住居環境を害するおそれがあることから、実現することは困難です。ただし、以下の場合には、当該用途地域で建築可能な規模を超える自動車庫を建築することが可能です。・地方公共団体が土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合・特別用途地区や地区計画を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合・特定行政庁が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合	
280318044	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	建築物の構造方法の認定等の変更対応の見直し	【具体的内容】 構造部材や耐火構造部材、防火材料などの建築材において、建築基準法告示やJIS等の工業規格で統一化されていないものを使用する場合、国土交通大臣による認定制度がある。またこの認定制度は超高層や免震、全館避難安全性能などの建物全体でも活用されている。 建築ストックが充実してきた現状において、既存建物の改修等の需要が増大しているが、大臣認定時に想定していた素材や部材が廃版・生産中止になっていたり、使われ方の条件も変化していることにより、認定時の条件を厳密に満たすことが困難な場合が生じている。 利用が長期にわたる場合の利用方法の変更や、部分的な改修、維持保全が継続的に生じる建築物や建築設備においては、認定後の変更に対して、一定の基準を満たす場合には審査を簡易にすることや届出制にするなど、柔軟な対応を図るべきである。 【提案理由】 大臣認定の内容変更について規定はなく、新たに大臣認定を再取得することで対応しているが、その審査期間、コストは新築時と同等である。また、建築基準法は新築時に最新の高い安全性に合わせる規制方式をメインに記述されているが、スラップ&ビルドが大半であった高度成長の時代から、大型で耐久性の高い建物がストックされている成熟社会の時代に移っており、性能劣化を抑える維持保全や、使い方の変更に合わせて用途変更などの需要が増大している。 このような環境変化の中で、大臣認定された部材や建物は、認定当時の材料や使われ方をベースにし、認定条件にもそれらが記載されていることがあり、材料が生産中止になっていたりと、認定条件そのままの更新が困難になる。 また、建物の用途や使われ方の変化は漸進的に起こるが、それぞれは小規模なため、その時々での改修において、数か月かかる大臣認定の再取得を行っていくことは困難である。しかしながら、これらの改修等が行えないと安全性などの機能劣化を生じ、また建物の利活用、都市の活性化などに不具合が生じることになる。 大臣認定された建物、部材の経年劣化への対応が柔軟にでき、また建物や都市の魅力再生に対して、所有者、維持管理者による対応を容易にするためには、一定の基準(例えば、「確認申請の軽微な変更、基準の準用、平成12年以降の新耐震基準を満たす建物である、など)を満たす場合、その審査を簡易にする、または届出制度にするといった対応が望ましい。 審査の簡易化の具体案としては、性能評価の過程での合理化(部分的な改修の場合、「部分の変更が全体に影響を与えないか」)変更部分が性能を満たしているか)に限定する)、性能評価機関と国土省の審査の二重化の合理化が挙げられる。 このような対応が実現すれば、認定品や認定建物を構成する部品など部分的な変更・更新に対応しやすくなるだけでなく、現在、認定後の変更の煩雑さや不確実さを理由に、新技術や新空間の採用やそれに代わっての開発が滞る面も散見されるが、それが解消されることが期待される。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準の性能規格化に伴い、高度な検証方法で検証した建築物については、建築主事等による審査が困難であることから、国土交通大臣が認定することとしています。その際に、国土交通大臣は、規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができ、指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う評価を行わないものとしております。	建築基準法第68条の25、同法第77条の56	現行制度下で対応可能	大臣認定制度における審査については、建築基準法において、国土交通大臣は、規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができ、指定をしたときには、当該指定を受けた者が行う評価を行わないものとしております。ご提案にある、建築物の部分的な改修を行う場合の審査の合理化については、建築主や事業者の手続き等の負担を軽減するために、平成23年3月25日付国住指第4942号課長通知「構造方法等の認定に関する運用改善について」に基づき、軽微な変更を認める運用を行っております。また、ご指摘にある、指定性能評価機関と国土交通省における審査の合理化については、国土交通大臣は当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとしており、適切な役割分担のもとで認定を行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318045	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	既存不適格ビルの建替えの円滑化に向けた特例制度の創設(緊急輸送道路沿にある容積オーバー・建物建替時の現状容積確保の方策)	【具体的内容】 建築基準法第59条の2に基づく総合設計制度は、空地面積や敷地面積が政令で定める規模以上を有して、特定行政庁が交通上、安全上などの支障がない場合などに、容積率等の緩和が受けられる制度であり、具体的な基準は各都道府県などが要綱で示しており、数多くの実績もある。 しかし、容積オーバーの既存不適格ビルにおいて、現況容積を満たすための要件が厳しく、旧耐震ビルの建て替えが進まないと思われる事例が散見される。 よって、特に、緊急輸送道路沿いなどについて、災害に強いまちづくりをするため、これらの旧耐震ビルの建て替えが円滑な更新に寄与する特例制度を創設し、基準を緩和すべきである。 【提案理由】 総合設計制度に基づき、容積緩和を受けるための要件として、空地の確保、敷地の集約化、などがあるが、これらの条件が障壁となり、旧耐震建物の建て替えが進まない。容積緩和を受けるための策の一つとして、空地を設ける場合があるが、敷地が大規模にならない場合は、建物が狭くなり、使い勝手の悪い建物になってしまい、旧耐震ビルの更新が進まない。災害に強いまちづくりを進めるためには、このような旧耐震ビルの更新が円滑に進むための更なる規制緩和が必要である。 特例制度を必要とする地域の特性として、緊急輸送道路沿いにある、もしくは比較的近いなど利便性の高い地域が該当する。 特例制度の創設によって、現状容積を維持した建て替えが容易になることにより、旧耐震ビルの更新が進み、災害に強い街並み形成に寄与できる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	総合設計は、敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、公開空地を設けるなど、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率制限や道路斜線制限などの高さ制限を緩和する制度です。	建築基準法第59条の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条	現行制度下で対応可能	耐震性の不足する要除却認定マンションについては、平成26年度のマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、容積率緩和の特例制度を創設しており、緊急輸送道路沿いの建築物においても活用することができます。 また、それ以外の建築物については、総合設計制度の活用(他、再開発等促進区を定める地区計画等の都市計画制度の活用)によっても、容積率を緩和することが可能です。	
280318046	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	都市再生特別地区内の建築物の日影規制適用除外	【具体的内容】 都市再生特別地区について、特定街区(建築基準法52条から59条までの規定を適用除外)と同様に、建築基準法に「都市再生特別地区内の建築物については建築基準法56条の2(日影規制)を適用しない」とする規定を新設し、適切な土地の高度利用が図られるよう、制度拡充を図るべきである。 【提案理由】 都市再生特別措置法に基づき国が指定する特定都市再生緊急整備地域は、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域である。 都市再生特別地区は、特定都市再生緊急整備地域を含む都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に資し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途・容積率・高さ・配列等の建築物の建築を誘導するための都市計画の地域地区メニューのひとつである。 都市開発プロジェクトの計画がまとまって都市再生特別地区を都市計画決定するエリアについては容積率緩和が措置されるが、特定都市再生緊急整備地域内の隣接地でプロジェクトの計画がまとまっておらず日影規制がかかっている場合、都市再生特別地区による高度利用の効果発揮が妨げられており、都市再生特別措置法の主旨実現が阻害されている。 このため、特定都市再生緊急整備地域の指定趣旨に鑑み、適切な土地の高度利用が図られるよう、特定街区(建築基準法52条から59条までの規定を適用除外)と同様に、都市再生特別地区内の建築物について日影規制を適用除外とすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第56条の2では、地方公共団体の条例により、中高層建築物について、敷地境界線から一定の区域外に、一定時間以上の日影を生じないように建築物の形態を規制しています。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、に影規制を適用除外とすることができます。	建築基準法第56条の2、第60条の2	現行制度下で対応可能	都市再生特別地区において日影規制を適用除外とすることは、周囲の居住環境を害するおそれがあり、一律に適用除外とすることは困難です。 ただし、地方公共団体が条例で指定する区域の変更や当該規制に適合しない建築物であっても、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、用途地域に関わらず、当該規制を適用除外とすることが可能です。	
280318047	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	容積制限の特例の対象となる施設の拡大	【具体的内容】 都市景観に配慮するために、建物屋外に設置可能な設備を屋内設置に設置した際に、当該設備設置個所を建築基準法第52条第14項第1号で規定されている容積制限の特例の対象としていただきたい。 【提案理由】 現在、建築基準法第52条第14項第1号の対象となる施設は、建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)を参考に、各地方公共団体に定めているが、当該技術的助言においては、環境負荷の低減等の観点からその設置を促進する必要性の高い設備等が例示されており、ビル等に設置される室外機等が屋内(ガラリで囲われた屋根の下等)に設置される場合等は、当該特例の対象となっていない。 近年国際競争力の高いまちづくりの必要性が高まる中、都市景観への配慮についても当該特例の対象とすることで、開発事業者が積極的に都市の景観づくりに参画できるような規制緩和が実現すれば、従来ビルの屋上や空地に設置されることの多かった施設の屋内設置が促進され、都市の景観の向上に寄与することが期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築物の機械室等の部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合には、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可することができます。	建築基準法第52条第14項第1号	現行制度下で対応可能	建築基準法第52条第14項第1号の規定による機械室等の割合が著しく大きい建築物に対する容積率緩和については、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可するものです。 ご指摘の景観に配慮したものについては、機械室等の割合が増加することと良好な景観に資することは一義的に対応するものではないことから、許可対象として例示することは困難ですが、特定行政庁が個別に判断して許可することが可能です。 なお、容積率の緩和については、総合設計制度を活用し、特定行政庁が許可した場合や再開発等促進区を定める地区計画等の都市計画制度を活用する場合にも、容積率を緩和することが可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
○：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280318048	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	共同住宅の 共用部の容 積緩和につい て	【具体的内容】 共同住宅の共用部の容積緩和について、行政から保育所及び集会所等の設置の要請があった場合は、当該施設の床面積は容積対象外にしていたきたい。 【提案理由】 エレベーターシャフト、防災用の備蓄倉庫、蓄電池・自家発電設備、貯水槽を設ける部分、機械室、駐車場・駐輪場、共同住宅の共用廊下・階段、地下等は、容積緩和の対象項目となっている。一方、保育所・集会所等は、行政から要請があって設置する場合でも緩和対象になっていないことから、緩和対象としていただきたい。保育所や集会所は、居住環境の改善やコミュニケーション形成に役立つだけでなく、災害時の一時待機スペース等として地域に開放することも可能となる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	国土交 通省	建築基準法第52条の容積率の規定により、建築物の延べ面積の数 地面積に対する割合を用途地域等に応じて定めています。 ただし、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車庫庫等や 共同住宅の共用の廊下等の床面積は算入しません、	建築基準法第52 条第3項、第6項 建築基準法施行 令第2条第1項 第4号	現行制度 下で対応 可能	建築基準法施行令第2条第1項第4号では延べ面積の算定方法を規定しており、容積率の算 定の基礎となる延べ面積には、市街地の環境に影響しない範囲で一定規模の自動車庫庫等の 床面積は算入しないこととしていますが、これは容積率規制の趣旨に鑑みて道路等の公共施設 への負荷が増大しないものを対象としており、ご提案の施設は公共施設への負荷が増大するお それがあるため対象とすることは困難です。 ただし、ご提案の容積率緩和は、総合設計制度を活用し、特定行政庁が許可することにより 実現可能です。また、再開発等促進区を定める地区計画等の都市計画制度の活用によっても、 容積率等を緩和することが可能です。	
280318049	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	バルコニーの 延べ面積非 算入の条件 について	【具体的内容】 面積非算入の条件「バルコニーの幅2mまでの部分」の幅を2m以上に緩和していただきたい。 【提案理由】 外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上であるバル コニーは、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。 バルコニーは下層階にとっては庇の役割を果たす。バルコニーの幅を2m以上にすることで、庇が大 きくなり、遮熱効果が高まり、省エネに寄与する。 バルコニーに植栽を置く(スペースが増え生活が豊かになるほか、下層階の遮熱対策となり、夏場の エアコンによる空調負荷減が期待できる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	国土交 通省	建築基準法施行令第2条に定めるところにより、床面積は、建築物の各 階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投 影面積によると規定されています。 また、昭和61年の建築指導課長通知により、建築物の床面積は、建 築物の各階又はその一部で、壁、廊、シャッター、手摺、柱等の区画の中心 線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであり、ピロティ、ポー チ等で壁、廊、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうか は、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納 その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること とあります。そのうち、バルコニーの取扱いについては、一例として、外 気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井 の高さの1/2以上である場合については、幅2mまでの部分を床面積に 算入しないとしてあります。	建築基準法施行 令第2条	対応不可	提案の面積非算入の条件「バルコニーの幅2mまでの部分」の幅については、昭和61年の建築 指導課長通知の内容に係るものであり、当該通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基 づく技術的助言として、法律上の義務を負うものではないと解されています。 したがって、個別の建築物について、バルコニー部分を床面積を算入するか否かは、建築主事 が判断することとなりますが、バルコニー部分の幅が大きい等、屋内的用途に供することが想 定される場合は、当該通知に示したとおり、一般に床面積に算入すべきものと考えております。	
280318050	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	バルコニーの 延べ面積非 算入の条件 の取り扱 いについて	【具体的内容】 バルコニーの幅2mまでの部分が床面積に算入されない条件を、「バルコニーの見付面積の1/2以上 が開放されている場合」として頂きたい。かつ、行政によっては、鉄柵タイプの手すりの柵の間部 分は、「外気に有効に開放されている部分」と見なされていたが、現在は全国的に、どの手すりの場合 も、手すりは全て外気に有効でない」とされている。なお、手すり部分にルーバー等(近隣からの目隠 し、日よけ措置)を設置することがあるが、実際にはルーバーの羽の間は外気に開放されているの に、外気に有効でない」とされている。なお、ルーバーの羽が稼動式の場合は、最大で開放されてい る状態の見付面積を認めていただきたい。 【提案理由】 バルコニーの幅2mまでの部分が床面積に算入されない条件は、外気に有効に開放されている部分 の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上であることとされているが、実際には外気に有 効に開放されている部分でも、現制度では「手すり」が設置されている部分は全て外気に有効でない とされている。バルコニー正面から投影して外気に有効に開放されている部分(見付面積)を、「有効 と認めて頂き、制度の内容を見直しして頂きたい」。 なお、隣地と近接している住宅の場合のブライバシー確保のために、手すりの一部分にルーバー等 を設置することが有効と考えられるが、ルーバーの羽の間は、実際には外気に有効に開放されている が、現在の制度で有効と認められない。ルーバー等は、遮熱効果もあるため省エネにも寄与し、これ らの効果(ブライバシー確保と省エネ)は、建築物にとって重要な機能と考えられる。最近バルコ ニーにウッドデッキを設置する家庭が増えており、現制度の容積緩和を受けようとするウッドデッキ の設置を見込んだ天井高にする必要があり、建築コストが高くなるだけでなく、建物の高さ規制の影 響も受けやすくなっている。 要望が実現すれば、ルーバーを設置できるようになり、遮熱効果が発揮され夏場のエアコンによる 空調負荷減が期待できる。また、ブライバシー確保による近隣トラブル回避や防犯性確保が期待でき ることに加え、余計に天井高を高くする理由がなくなり、現制度のための建築コストの上昇及び高さ規 制の影響の懸念がなくなる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	国土交 通省	建築基準法施行令第2条に定めるところにより、床面積は、建築物の各 階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投 影面積によると規定されています。 また、昭和61年の建築指導課長通知により、建築物の床面積は、建 築物の各階又はその一部で、壁、廊、シャッター、手摺、柱等の区画の中心 線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであり、ピロティ、ポー チ等で壁、廊、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうか は、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納 その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するとし てあります。そのうち、バルコニーの取扱いについては、一例として、外 気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井 の高さの1/2以上である場合については、幅2mまでの部分を床面積に 算入しないとしてあります。	建築基準法施行 令第2条	対応不可	提案のバルコニーの幅2mまでの部分が床面積に算入されない条件については、昭和61年の 建築指導課長通知の内容に係るものであり、当該通知は地方自治法第245条の4第1項の規定 に基づく技術的助言として、法律上の義務を負うものではないと解されています。 したがって、個別の建築物について、バルコニー部分を床面積を算入するか否かは、建築主事 が判断することとなりますが、提案のルーバー等による区画により、屋内的用途に供することが 想定される場合は、当該通知に示したとおり、一般に床面積に算入すべきものと考えておりま す。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
○：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318051	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	第一種低層住居地域における既存病院の建替えの促進	【具体的内容】 第一種低層住居専用地域における既存病院の建替えにおいては、特定行政庁の許可を不要とし、その促進を図るべきである。 【提案理由】 第一種住居専用地域においては病院の建築が認められていないが、第一種住居専用地域には従来病院が多く存在し、建替えの際には用途制限に抵触することとなる。 一方、建築基準法第48条1項のただし書きにある特定行政庁が認めた場合は可能とされており、このことは平成13年7月6日付け医政勘発第16号、平成13年7月6日国住市発第57号の通達において「病院の建築」とを称する制度等に係る特例制度の運用について、においても、但し書き規定の柔軟な運用を図ることが望ましいとされている。 しかし、現在、各都道府県において柔軟な運用がなされているとは言えず、通達の主旨が十分に反映されていないため、手続きに数ヶ月かかるほか、許可を得られる担保がないため、建て替えを行いづらくなっている。 通達の主旨に鑑み、但し書き規定にある特定行政庁の許可を受けることなく、第一種住居専用地域内に存する病院の建替えを認めるべきである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制により、病院は、各用途地域に応じて立地が制限されます。 ただし、特別用途地区や地区計画の活用、特定行政庁が同法第48条の特例許可をすることにより、立地が制限される用途地域においても病院を建築することが可能です。	建築基準法第48条	現行制度下で対応可能	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等が定められています。 ご指摘の病院については、集客力の高い施設であるため、一律に第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないとは言えないことから、特定行政庁の許可を要せずに立地を認めることはできません。 なお、以下の場合には、当該用途地域で病院を建築することが可能です。 ・地方公共団体が土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合 ・特別用途地区や地区計画を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合 ・特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合	
280318052	27年12月22日	28年1月27日	28年3月18日	経営業務管理責任者に関する規制の見直し	【具体的内容】 「規制改革実施計画(2015年6月30日閣議決定)」において、「建設業務管理責任者としての」経験年数、要件の見直し、について「平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置」とされている。下記の具体的な見直し提案について検討いただきたい。 <経験年数の緩和> 現在、経営業務の管理責任者は、許可を受けようとする建設業に関し5年以上、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者を常勤の役員から選任しなければならないとされているが、については、3年以上、については5年以上に見直すべきである。また、経営業務の管理責任者における経験年数要件について、補佐経験とすることのできる対象に「政令第3条で定める使用人」に準ずる地位の者、を追加するべきである。 <常勤要件の緩和> 経営業務の管理責任者については、「常勤であるもの」が要件とされており、その判断に際しては、運用上「物理的に本店へ通える距離に居所を構えること」が要件とされているが、かかる運用について見直すべきである。 【提案理由】 経営業務の管理責任者の選任時に求められる経験年数は、実態との乖離が大きく、制度本来の目的を果たしにくくなる原因となっている。例えば、今日では、一企業の扱う業種は多岐に渡っており、建設業を専業としない企業も数多くある。その中で、経営業務の管理責任者の要件に5年から7年に渡る建設業に特化した経営経験を加えることは、人材確保の困難さに加え、将来的な人材育成の可能性も閉ざすものとなっている。 必要な経験年数については、電気通信工事業や電気工事業等一定の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であることを根拠とし、許可を受けようとする建設業以外については、従前どおり2年の差を設け、5年としている。 また、経営業務の管理責任者になるためには、許可を受けようとする建設業に関し5年以上の経験を有することが求められるが、その他に「経営業務の管理責任者に準ずる地位で経営業務を補佐した経験」が7年以上あれば、同様に管理責任者となるための経験を有するとされている。ただし、その「準ずる地位」は、「法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者」に限られている。 一方で、「経営業務管理責任者としての経験」では、役員でなくとも、「一定の権限を委任された支社長、支店長や営業所長等(政令第3条に定める使用人)」であれば、5年以上の経験で要件を満たすとされている。 よって、一定の権限を委任された支社長、支店長や営業所長等(政令第3条に定める使用人)に準ずる地位での経験についても、補佐経験に含めるべきである。 また、経営業務管理責任者については、「常勤」であることが求められるが、その判断基準において「物理的に本店へ通える距離に居所を構えることを必要とする」運用がなされ、本店へ通える距離に居所を構えていない場合には「常勤性なし」と判断され、経営業務の管理責任者として認められていない。しかし、インターネットやテレビ電話など通信インフラの整備・発展によって、離れた場所においても業務を行える環境が整っていることから、本店に常時勤務していなければ、経営業務の管理責任者としての職務を果たせないとは言えない。 よって、「常勤性」の判断にあたり、現在運用上求められている「本店までの居所要件」については、見直すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者等であることが必要です。 また、「役員のうち常勤であるもの」については、原則として主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当いたします。	建設業法第7条、建設業許可事務ガイドライン	検討に着手	経営業務責任者のあり方に関しては、平成28年1月27日より再開した中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会において検討に着手しているところ、検討結果を踏まえ必要な措置を講じる予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
○：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318053	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	電気通信工事・機械器具設置工事における監理技術者資格要件緩和	【具体的内容】 電気通信工事・機械器具設置工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督の実務経験に必要な請負額(4,500万円)と元請要件について見直しを検討するとともに、他業種における実務経験を実務経験として考慮する、国または地方公共団体が認定する講習や試験制度により実務経験年数の短縮を図る等、要件を速やかに緩和すべきである。また、施工管理技士検定種目に電気通信工事・機械器具設置工事を追加し、同工事における監理技術者を確保すべきである。 【提案理由】 ＜請負額・元請要件＞ 電気通信工事では、近年の技術革新による据付機器の小型化・低価格化により、請負工事金額が4,500万円以上となる工事が少なくなっている。 また、機械器具設置工事に該当する昇降機の据付や改修に関する工事は、現在では建設工事の下請けとして受注する機会が多く、元請としての工事単価で4,500万円を超える工事案件は少ない、このような状況下においては、監理技術者資格の取得機会の減少により、資格者を保有・維持していくことが困難になることが予想される。 昨年度の回答にあった「建設工事の適切な施工」という観点是最も重要ではあるが、4,500万円という基準および元請要件を定めた当時(金額については平成6年)と現在の電気通信工事、機械器具設置工事業業の内容と価格帯の変化に鑑みて、これらの基準・要件が適切かどうかについて再検討を求める。 ＜講習・試験制度＞ 現在、実務経験で資格要件を満たすためには、一定期間の実務経験(大学卒3年以上、高卒5年以上、指定学科以外10年以上)が必要となるが、指定学科以外では豊富な現場経験がある場合においても、資格取得に長時間を要することになる。実務経験の内容がまた、国または地方公共団体が認定する講習を受講し、資格を取ることににより、必要となる経験年数を短縮できる制度を新設すべきである。 ＜施工管理技士検定種目への追加＞ 現在、技術士のみしか、監理技術者の資格要件の対象となっていないが、電気通信工事、機械器具設置工事を施工管理技士検定種目に追加することで、適用資格の拡大が実現し、必要な人材の確保が可能になる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	監理技術者の要件は、主任技術者の要件に該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務経験を有する者である。	建設業法第15条、建設業法施行令第5条の3	対応不可	監理技術者は、発注者から直接請け負った元請業者が下請業者に対して総契約額が3000万円以上になる場合において、主任技術者に代えて監理技術者を置くという規定であり、下請業者にかかるとはなりません。 監理技術者の要件の見直し、技術検定試験の新設につきましては、電気通信工事及び機械器具設置工事において、元請としての請負代金の額が4500万円以上と該当する工事の発注状況及び地域差の有無や、監理技術者資格保有者及び新規取得者の傾向の他、監理技術者になるための経験として妥当な工事内容及び工事規模となっているのかという観点から、施工実態等を踏まえ慎重に検討を行う必要があります。 なお、監理技術者の配置に係る金額要件について、3000万円以上から4000万円以上に引き上げる予定(H28年6月施行)であり、そのためのパブリックコメントを実施中です。	
280318054	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	親会社及び連結子会社から成る企業集団内の会社間における建設技術者の有効活用	【具体的内容】 連結対象にある企業間(親会社と連結子会社間、連結子会社と連結子会社間)における技術者の異動を容易にし、在籍出向社員であっても出向先で主任技術者又は監理技術者として配置可能とする。 【提案理由】 現行でも類似の特例制度があるが、連結子会社間の出向は不可であり、また、親会社と連結子会社間であっても、適用要件(経営事項審査に関する要件)が厳格すぎて同制度のものを利用できない。 新設住宅着工が落ち込むなか、グループ会社にて、リフォームなどのストック市場に積極的に取組んでいるが、技術者に繋がりがあった場合は、相互に技術者を融通することが容易になる。 余剰となる新築部門に従事していた技術者を、リフォームで有効活用できるなど、グループ全体の生産性が向上する。また、長年培った技術を活かせることで、本人にとっても有用であり、人材の活性化に繋がる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。 在籍出向者に関しては、特例的に出向元と出向先に資本関係がある場合等には在籍出向者を出向先の主任技術者又は監理技術者として配置することができる。	建設業法第26条 監理技術者制度運用マニュアル	事実承認	建設工事の適正な施工を確保するためには、主任技術者又は監理技術者は所属する建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。 建設工事は多数の下請業者等による総合組立かつ現地屋外生産であり、その完成物は不特定多数に利用されるものであるため、建設業者はその技術力を十分に発揮し、責任を持って、建設工事を適正に施工しなければならない。このため、高い技術力を持った自社の監理技術者等が現場に配置されることにより担保することとしていることから、これまでも厳格な運用を行ってきたところです。 在籍出向者に関しては、出向元と出向先に資本関係がある場合等限られた要件でのみ特例的に認めているものであり、その要件緩和については、慎重に検討を行う必要があります。 なお、監理技術者の配置に係る金額要件について、3000万円以上から4000万円以上に引き上げる予定(H28年6月施行)であり、そのためのパブリックコメントを実施したところです。	
280318055	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	同一業種について許可営業店・この特定一般建設業の選択の容認	【具体的内容】 同一業種について、一律に一般建設業、特定建設業と許可を与えるのではなく、同一業種においても許可営業所ごとに一般建設業、特定建設業を選択できるようにすべきである。 【提案理由】 現行制度では、同一の許可営業店で異なる業種であれば、一方を一般建設業、もう一方を特定建設業とし許可を取得することができる。しかし、ある業種について一般、特定建設業のいずれかの許可を取得した場合、他に有する各営業店も取得した許可区分でしか営業ができない。 そのため、元請工事を予定する大手建設業者以外でも特定建設業に該当する工事を予定する業者(以下、一部該当業者)であれば、要件の厳しい特定建設業を取得する必要がある。このような現状により、専任技術者配置の困難さ等から地方に特定建設業の営業店を展開できないため、一般建設業であれば受注できる工事に参入できず、それ起因して、地方での競争が進んでいない。 また、一部該当業者にとって、特定建設業に該当しない工事を受注する際にも、一律に取得要件の厳しい特定建設業を取得した許可店での営業活動を要求する現行制度は、過度な規制であると考える。 以上を改善するため、同一業種においては許可営業所ごとに一般建設業、特定建設業を選択できるようにすべきである。 本要望は、元々特定建設業の許可を持つ業者に対し、許可要件の取得難易度の低い一般建設業の選択を容認するものであるとともに、この改善により、発注者の業者選定の選択肢が増え、適正な競争の中で建設工事が行われることが期待される。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建設業を営もうとする者は、一般建設業、特定建設業の区分により許可を受けなければならない。この許可は建設業法別表第一に掲げる建設業に分けて与えるものとなるべきであります。	建設業法第3条	対応不可	建設業法上、特定建設業には一般建設業者に課せられている義務に加え、下請負人保護の観点から下請代金の支払期日の設定などの義務が過重的に課せられているところです。こうした義務は企業単位に課せられているものであるため、営業所ごとに許可を選択することはできません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討して予定している事項
 - :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省 庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目						
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)							
280318056	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	建築士事務 所登録手続等 の統一	【具体的内容】 現在、建築士事務所登録等の手続き(新規登録、変更登録等)については、各地方自治体ないし各建築士事務所協会が窓口となっている。しかし、各自治体ないし各建築士事務所協会によって書式が異なり、また、記入方法・添付資料等についても統一されていないため、自治体ごとに個別対応しなければならず、業務効率低下につながっている。ついでに、書式・記入方法(内容)・添付資料について、他法令(例えば、宅建業法、建設業法、測量法等)同様、国において定められたルールに基づき、全国で同様の運用をしていただきたい。 【提案理由】 建築士法第23条(登録)、第23条の2(登録の申請)、第23条の5(変更の届出)等により、建築士事務所を開設する場合等には届出が必要である。しかし、届出書式は窓口(自治体または建築士事務所協会)ごとに異なっており、その運用方法も窓口ごとに異なっている。具体例(例えば、役員変更の届出の例)として、以下のようなものがある。添付資料が異なる例として、A窓口では新規に就任する役員について「登記されていないことの証明書」の提示を求められるが、その他の自治体では不要となる。記載方法が異なる例として、A窓口では変更前と変更後の両方の役員の記載が求められるが、B窓口では就任後のみ記載する。記載内容が異なる例として、A窓口では新任監査役の記事が求められるが、B窓口では記載不要となる。第23条の3における「役員等」の範囲の解釈が異なるものと思われる。運用に疑義が生じた場合には国(国交省)に都度窓口経由で問い合わせをしており、届出者・窓口・国のいずれにも余計な手間がかかっている。 国において統一書式・運用ルールを決定し、各窓口に周知することにより、個別対応及び確認の手間も省け、業務効率化が見込める。	(一社)日 本経済 団体連 合会	国土交 通省	建築士が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとするときは、都道府県知事の建築士事務所の登録を受けなければならない。その際に登録申請者は、建築士法施行規則別記様式第五号書式に定める登録申請書及び建築士法施行規則第19条に規定されている添付書類を提出します。 また、建築士事務所の新設者は、建築士事務所の名称・所在地、登録申請者の氏名(法人の場合はその名称及び役員)、管理建築士・所属する建築士の氏名及び一級・二級・木造建築士の別に変更があった場合には、その旨を都道府県知事に届出なければなりません。変更の届出については、法令上規定されている書式・添付書類はありません。	建築士法第23 条、第23条の2、 第23条の5、建築 士法施行規則第 18条、第19条、第 20条、建築士法 施行規則 別記 様式 第五号書 式	対応不可	建築士事務所の登録申請書は建築士法施行規則別記様式第五号書式において定められており、その記入方法についても、書式の項目名等は法令上定められております。 なお「役員」の定義については、「建築士法の一部を改正する法律等の施行について」(国住指第1181号平成27年6月24日)において、「業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者をいい、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない。」と周知しているところです。 また、変更の届出については、法令上規定している書式はなく、登録の権限を有している都道府県府の判断により必要な事項を届出させているところですが、都道府県における運用の参考となるよう、「建築士法の一部を改正する法律」(平成26年法律第92号)の施行時に、変更届出書の参考様式を全都道府県へ周知しているところです。 なお、登録時の提出書類について、登録権限を有する都道府県の判断によっては、追加書類を求める場合があります。							
280318057	27年 12月22日	28年 1月27日	28年 3月18日	住宅瑕疵担保 履行法の 供託に関する 販売戸数の 合算について	【具体的内容】 同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負戸数と分譲販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。 住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合には、メーカー傘下の代理店の請負戸数・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。 【提案理由】 同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合 法律上、同一の主体が建設業と宅建業を兼業する場合を想定していないため、建設業と宅建業を兼業している事業者は、請負と売上の契約形態ごとに戸数を把握して、供託金額を算出の上、両者を合算して供託することが求められている。 しかし、同法は契約形態ごとに消費者保護に必要な資力に差を設けておらず、契約形態の違いが消費者保護にあたり、事業者が負うべき資力を決定する重要な要素になるわけではない、責任を負うべき主体が同一である中、契約形態ごとに区別して算出する合理性は見出せない。 住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合 供給事業者(販売代理店)ごとに供託金額を算出して合計するため、販売代理店方式を採用するか否かで、同じ戸数であっても供託金額が変わってしまう。消費者保護とは異なる次元で供託金額が決定される仕組みとなっており、合理性を欠いていると考えられる。メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしている等、メーカーと販売代理店の一体性が認められる場合には、販売代理店の戸数を合算して供託金額を算出したとしても、消費者保護の実効性は担保されると思われる。 昨年の回答において、「検討に着手」とされており、早急に具体的な措置をとる必要がある。	(一社)日 本経済 団体連 合会	国土交 通省	建設業者が負う住宅建設瑕疵担保保証金の供託義務と、宅地建物取引業者が負う住宅販売瑕疵担保保証金の供託義務とは、法律上別個の責任に対応するものです(法3条1項、11条1項)。したがって、仮に同一の企業が建設業者としての新築住宅の請負の事業、及び宅地建物取引業者としての新築住宅の分譲の事業の双方を行っている場合でも、供託金の算定の基礎となる供給戸数の合算はできず、請負と分譲別々の供給戸数をもとに、住宅建設瑕疵担保保証金および住宅販売瑕疵担保保証金の額をそれぞれ算定する必要があります。 住宅瑕疵担保履行法においては、住宅取得者の保護の観点から、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行が重要であることに鑑み、住宅品質確保促進法に基づき請負契約又は売買契約の当事者として瑕疵担保責任を負っている事業者に対して、その瑕疵担保責任の履行の確保のための資力確保措置を義務づけています。そのため、資力確保措置は瑕疵担保責任を負う主体に対応した内容が求められます(供給戸数、保険料等)。	住宅瑕疵担保履 行法第3条、第11 条	検討に着手	平成21年10月の住宅瑕疵担保履行法施行後、住宅建設瑕疵担保保証金や住宅販売瑕疵担保保証金の交付事例が無いことから、慎重な判断が必要と考えています。今後とも、住宅建設瑕疵担保保証金や住宅販売瑕疵担保保証金の交付状況を注視しつつ、建設業と宅地建物取引業を兼営している事業者の供託金について事業毎の戸数を通算して提出できるとした場合における当該事業者に対する業監督上の課題等も踏まえて、さらなる検討を行ってまいります。							
280318058	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 3月18日	高さが31メー トルを超える エレベーター の設置要件の 見直し(設置 台数の削減)	【提案の具体的内容】 高さが31メートルを超える物流施設については、その施設の特長性に鑑み、設置が義務付けられている非常用エレベーターの台数の削減を図られたい。 【提案理由】 高さが31メートルを超える建築物には、高さ31メートルを超える部分の床面積が最大の階の床面積に応じて必要と定められている数の非常用エレベーターを設置しなければならない、とされている。物流施設は近代化が進み、高さが31メートルを超える施設の建設が増えている。物流施設は一般的に保安上の理由から、限られた比較的小数の関係者のみが出入構を許される施設であるが(不特定多数の一般客の利用を想定した施設ではない)、そうした施設の特長性が考慮されないため、平時に必要な台数を大幅に超える数の非常用エレベーターを設置せざるを得ない事例も見受けられる。 近年の市場ニーズを反映し、極めて大規模な物流施設の建設が増えつつある中で、消防関係者からも施設設置台数が多過ぎるの指摘も聞かれていることから、必要設置台数に係る現行規定の妥当性を改めて検討する必要があると考える。 必要台数の削減が実現すれば、物流施設内に設置する非常用発電装置の小型化が進み、環境負荷の低減や安全性の向上が図られるものと想定される。	(一社)日 本経済 団体連 合会	国土交 通省	非常用エレベーターの設置台数については、建築基準法施行令第129条の13の3に基づき、高さ31メートルを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、設置台数を規定しています。 <table><tr><th>階高31メートルを超える部分の床面積が最大の階の床面積</th><th>非常用エレベーターの数</th></tr><tr><td>(一) 千平方メートル以下の場合</td><td>一</td></tr><tr><td>(二) 千平方メートルを超え、千平方メートル未満の場合</td><td>千平方メートルを超えて千平方メートル未満の階高31メートルを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、設置台数を規定しています。</td></tr></table>	階高31メートルを超える部分の床面積が最大の階の床面積	非常用エレベーターの数	(一) 千平方メートル以下の場合	一	(二) 千平方メートルを超え、千平方メートル未満の場合	千平方メートルを超えて千平方メートル未満の階高31メートルを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、設置台数を規定しています。	建築基準法施行 令第129条の13 の3	対応不可	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。非常用エレベーターについては、避難上、消火上、高層部分は特に外部からの進入を期待することは一般的には困難であること、また、一般的消防活動にも一定の限界があることなどから高さ31mを超える建築物に設置を求めています。また、設置台数については、高さ31メートルを超える部分の床面積が最大の階における床面積が1,500平方メートルまでは1台、1,500平方メートルから3,000平方メートル以内を増すことに1台ずつ増えることとなりますが、これについては避難上、消火上の観点から必要最低限台数を規定しているものであるため、当該規定を緩和することは適当ではありません。	
階高31メートルを超える部分の床面積が最大の階の床面積	非常用エレベーターの数																	
(一) 千平方メートル以下の場合	一																	
(二) 千平方メートルを超え、千平方メートル未満の場合	千平方メートルを超えて千平方メートル未満の階高31メートルを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、設置台数を規定しています。																	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318059	27年12月28日	28年1月27日	28年3月18日		【提案の具体的内容】 各運送事業者が独自に定めている「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」(MEL)について、米国土空局(FAA)が発行するMaster MEL(MMEL)に設定された基準の範囲内でこれを改訂(修理期限の短縮や許容条件の追加等、MMELに設定された基準をより厳格な内容に改訂)する場合は、航空局への届出による変更が可能となるよう、整備規程の届出に関する要件を緩和すべきである。 【提案理由】 MELとは、航空機の装備品等が正常でない場合に当該航空機の航行の安全を害さない範囲で航空機の運航が許容されるかどうかの基準を定めたものである(「故障の隔離」、「同等性の確保」、「修理期限」、「運航上の制限」より構成)。 MMEL通りに設定しているMELをMMELの改訂通りに改訂する場合は、届出によりこれを行うことが可能とされているが、修理期限の短縮や許容条件の追加等、MMELで設定された基準より厳格な内容へと改訂する場合は、MMELの改訂通りの改訂に該当しないため、航空局による承認を要する。他方、既に承認され、もしくは届出を受理された整備要目の技術資料等に設定された整備期間の範囲内で改訂もしくは作業深度より深(する改訂の場合は、航空局への届出によりこれを変更することができる)。 通常、各航空運送事業者はMMELに基づいてMELを設定しているが、各社の運航環境や運航経験等を考慮したうえで、MMELに定められた条件よりもさらに厳しい条件を各社のMELに独自に設定する場合がある。 例えば、修理期限について、MMELで「10日以内に修理」と設定されているものを航空運送事業者のMELでは独自に「3日以内に修理」とする場合や、運航上の制限について、MMELの条件を全て満たしたうえで更に追加の条件をMELに設定する場合などである。これらの場合、MELの条件を満たせば、自動的にMMELの条件を満たすことになる。 要望が実現すれば、運用許容基準の認可の迅速化に資すると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」(以下「運用許容基準」)については、航空法令に基づき運航規程及び整備規程に定めることとなっており、運航規程及び整備規程を設定又は改訂する場合には認可又は承認が必要となります。 ただし、運航規程審査要領及び整備規程審査要領において、設計者により定められ設計図の承認を受けたMMEL通りに設定している運用許容基準のMMELの改訂通りの改訂については、届け出ることにより行うことができることとしています。	航空法施行規則第214条 運航規程審査要領 整備規程審査要領	検討に着手	修理期限の短縮や許容条件の追加等、MMELで設定された基準より厳格な内容へ改訂する場合については、MMELで設定されている内容が全て含まれていることをMMELと運用許容基準との対比表等により明確化した内容の届出により対応できるよう、検討致します。	
280318060	27年12月28日	28年1月27日	28年3月18日		【提案の具体的内容】 航空機の発動機等、重要な装備品については、国が指定する限界使用時間及び整備方式に関わる内容が、整備技術の進歩を適切に反映したものととなるよう、不断の見直しを行うべきである。 【提案理由】 航空証明のある航空機の利用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他の国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間を超えて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。とされている。具体的には、航空機の発動機等、重要な装備品については、国土交通大臣がその限界使用時間や整備方式を指定しており、指定された条件を満たす形で、航空機製造メーカー各社が発行し、国の承認を受けた整備マニュアルに基づいて、整備が行われている。 近年は航空技術の進歩に合わせて、航空機の性能・品質・信頼性が格段に向上し、航空機の安全性の向上が図られているが、これに伴い、整備技術も発展している。また、世界では、航空機の整備方式自体について、オーバーホール方式から信頼性管理方式(オン・コンディション方式)へと移行が進んでいる。 しかし、国土交通省告示で規定されている内容は、航空技術の進歩を適切に反映しておらず、航空機製造メーカー各社が、最新の技術水準に合わせて随時改訂している整備マニュアルとの乖離が生じている。例えば、ヘリコプターの発動機のうち、アリエル18について、製造メーカーの整備マニュアルではオン・コンディションとされているものの、国土交通省告示では3000時間とオーバーホールとされている(オーバーホールの経費は約6千万円/回)。 そのため、航空機利用者は整備費用・交換予備品の保有、交換作業期間中の機体の非稼働による損失等を含む)の過大な負担を強いられおり、わが国航空産業の国際競争力強化を阻害する要因のひとつとも考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	発動機、プロペラその他国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品については、告示で指定する限界使用時間をこえて使用する場合には、オーバーホールによりこれを整備する必要があります。整備の限界使用時間は、耐久試験の結果等に基づき、設計国当局の承認を受けて延長又は短縮され、メーカーでマニュアルに反映されますが、国土交通省では、当該情報に基づき、告示を改正しています。 なお、オーバーホール以外の方法で整備することにより常に良好な状態を確保することができる発動機等については、当該方法による整備方式について国土交通大臣による指定を受け、又は整備規程に定め認可を受けることで、当該方式により、これを整備することが出来ます。	航空法第18条、航空法施行規則第31条、発動機等の限界使用時間を指定する告示(平成7年運輸省告示第622号)、航空機安全課長通達「発動機等の限界使用時間及び整備方式の設定及び管理について」(平成23年6月30日国空機第282号)	検討に着手	限界使用時間の変更については、その妥当性を評価したうえで、告示に反映し、今後も不断の見直しを行います。 また、制度の現状で説明したとおり、オーバーホール以外の整備の方式を採用する場合には、国土交通大臣による指定を受け、又は整備規程に定め認可を受けることにより、これを整備することが出来ます。ご提案の中で記載されているアリエル18発動機についても、オーバーホール以外の整備の方式を指定した実績があります。	
280318061	27年12月28日	28年1月27日	28年3月18日		【提案の具体的内容】 申請受付・受検場所の拡充等を通じて、航空機整備品の予備品証明の申請手続きの迅速化を図るべきである。 【提案理由】 国土交通大臣は、航空証明のある航空機の利用者から、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、予備品証明の申請があった場合において、当該装備品が法令で定めた基準に適合するかどうかを検査し、それに適合するものとして、予備品証明をしなければならぬ。とされている。 しかし、実際には、申請書の提出先と受検場所が、東京航空局と大阪航空局の2か所に限定されている。とりわけ、現物の持込みを求められる受検の際には、遠方の申請者にとって負担となっている。提出時期についても、提出先(上記航空局)に問い合わせた後、航空機検査官から一方的に申請受付日と検査日が指定されることに加え、1日あたりの申請受付件数にも上限が設けられているため、申請自体が拒否されることもある。 こうしたことから、たとえ装備品をメーカーから迅速に入手し、現物が手許にある状態であっても、申請手続きから検査の実施まで長時間を要し、その結果、運航制限や整備遅延等の支障を来すことも少なくない。 機動性の高いヘリコプターといった救難・防災用の緊急性の高い航空機をはじめ、整備対象となる航空機を速やかに通常運航体制に復帰させる必要があることから、申請手続きの迅速化を図るための対策を講じるべきである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	予備品証明検査の申請書の提出先は東京航空局または大阪航空局としており、受検の際に持参していた(が、別の官署で受検される場合には、郵送でも受け付けています。 受検地は、基本的に航空機検査官が駐在する各官署(東京航空局及び大阪航空局に加え、仙台、羽田、成田、名古屋、八尾の各駐在事務所)としています。 受検地及び受検日時は申請者と事前に調整・決定することとしています。 現行の制度では、国が認定した事業場が製造、修理又は改造をし、耐空性を確認した装備品や、シカゴ条約締約国当局が耐空性を証明した装備品、認定に関する基準及び手続きが我が国と同等以上であるとして相互承認協定等を締結した国において当該認定を受けた者が製造、修理又は改造をし、耐空性を確認した装備品は、予備品証明を受けたものとみなされます。 ただし、現時点において、整備分野において我が国が相互承認協定を締結した国はなく、我が国の認定事業者でない修理事業者が耐空性を確認した装備品については予備品証明検査を受ける必要があります。	航空法第17条 航空法施行規則第30条の2	その他	予備品証明検査は航空機の安全性にとり重要な装備品の安全性を、航空機に取り付ける前に確認する検査であり、航空機検査官が実施しています。検査官は他の耐空証明検査等も担当しており、全ての申請者に対して公平に検査業務を実施しています。そのため、受検希望が集まるような場合には、お待たせすることありますが、できるだけ多くの申請者の希望に沿うよう、事前に調整をさせていただいており、検査計画を柔軟に設定することで、申請手続きの迅速化に取り組んでまいります。 また、現行制度においても、認定事業場制度の活用や外国当局との相互承認協定の締結、拡大により、予備品証明検査を受けさせることができるものを増やすことができますので、能力のある修理事業者に認定の取得を促し、外国との協議を進め、協定を早期に締結・拡大できるよう、引き続き取り組んでまいります。 なお、緊急に予備品証明が必要となった場合には、休日等も含め迅速に対応しているところであり、引き続き柔軟に対応します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、○、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- 再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項 提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
							制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要（対応策）	
280318066	28年1月12日	29年2月9日	28年3月18日	【提案の具体的な内容】 物流総合効率化法上の特定流通業務施設の開発許可の基準について、「総合効率化計画」の認定と同様に、「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」の連帯による申請を排除しない旨を「開発許可制度運用指針」への明記やガイドラインの制定等を通じて、明らかにすべきである。 あわせて、「総合効率化計画」の認定申請にあたり、流通業務の総合化及び効率化の促進が図られる開発条件であり、申請するに足る十分な条件を備えている場合には、「特定流通業務施設を整備する者」による単独申請も可能とすべきである。 【提案理由】 市街化調整区域における開発行為は都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事が許可できることとされている。開発許可制度を運用していく際の技術的助言である「開発許可制度運用指針」では、都市計画法第34条第14号に基づき、通常原則として許可して差し支えないものと考えられるものとして、認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設に該当する施設が例示されている。また、特定流通業務施設の整備を行う計画のうち、「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」が異なる場合は、両者の連帯による申請であれば、「総合効率化計画」認定の申請が認められている。 他方、オフパランス化、資金力不足による自社単独での開発（自前開発）の断念、期間限定の流通拠点の開設等、物流企业が見求める様々なニーズに対応しつつ、土地の質實を前提とした高機能の流通施設の開発を目指す動きは、今後ますます活発化すると思われる。 しかし、一部の地域で自治体において開発許可の基準を「自前開発」のみに限定している事例も見受けられるため、「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」が異なる場合は、開発許可の申請を断念せざるを得ない状況も生じている。開発許可に関する事柄は自治事務とされているものの、物流総合効率化法の趣旨や法の整合性を斟酌すると、開発許可の判断は、土地の所有形態のみをもって不許可と判断するのはではなく、あくまでも土地利用計画を勘案し総合的に判断されるべきと考えられる。 また、複数テナントへの賃貸を目的とした大規模マルチテナント型物流施設の開設にあたっては、「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」であっても、入居以前からの事業等を限定せず、かつ開発計画においては「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」が確定していないため、物流効率化法の適用対象から外れている。 しかし、昨今では、荷主や運送事業者は、資金力不足により自前開発が困難である、または自前で拠点を設けずとも期間限定で事業所を設置するといふように多様なニーズを持っており、これに応える形で大規模マルチテナント型物流施設の開設が進んでいる。これらの事例も複数の流通拠点の集約等を通じて、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すると考えられることから、当該開発案件も物流効率化法の適用対象となるよう検討を行うべきである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	【都市計画法】 開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条により、都道府県知事等の許可を受けなければならないとされており、同法第30条において許可を受けようとする者は、申請書を都道府県知事に提出しなければならないとされています。 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」 物流総合効率化法第4条に基づき「認定を取得した総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業については、同法に基づく支援措置が受けられます。」	都市計画法第29条第30条	【都市計画法】 現行制度下で対応可能 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」第4条	【都市計画法】 開発許可制度運用指針では、認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設に該当する施設を都市計画法第34条第14号に基づき、通常原則として許可して差し支えないものと考えられるものとして取り扱っているところであり、ご指摘のような申請を排除しているものではありません。 なお、認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設に係る開発許可の取扱いに当たっては、申請者を一律に限定すること等の硬直的な運用とせず、地域の実情に沿った柔軟な運用が図られるよう開発許可担当者が集まる会議等を通じて周知を図っていきます。 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」 物流総合効率化法は、既存の非効率な物流を見直し、物流そのものを総合化及び効率化することによって物流コストやリードタイムの改善を図ること等を目的としており、そうした目的に沿う流通業務総合効率化事業を行う総合効率化計画を認定しています。 法の目的に沿った流通業務総合効率化事業を行う総合効率化計画であれば、認定申請を行うことは可能ですので、ご提案のような事例については、全ての人選予定者が決まっていなくても、総合効率化計画の策定主体に流通業務総合効率化事業を行う者が含まれていれば、認定申請を行うことが可能です。 なお、開発許可については、総合効率化計画の認定とは別途の手続きが必要ですが、	
280318074	28年2月13日	28年2月25日	28年3月18日	『提案の概要』 1 自家用乗用自動車（乗車定員10人以下）及び自家用軽乗用車を、新車で新規登録時に、ナンバープレートの色を、現状の白、黄色だけでなく、新たに「ブルー」、「バイオレット」、「薄いピンク」、「レインボー」、と4種類増やし、計6種類のうちから選択出来るようにする（普通車も軽自動車も区分けしないで、同じ選択が出来るとする）。 2 パスや普通トラック、軽トラック等は、現状と同じで、選択の余地は無いものとす。また、全ての中古車登録も、現状を引き継ぎ、選択の余地が無いものとす（将来的に、色付きのナンバープレートが付いている中古車購入時、そのナンバーを地域移動せず、そのまま使用の場合、そのまま使用出来るものとす）。 『提案の概念』 1 国の経済で重要な位置を占めている自動車産業は、関連産業の裾野が広く経済波及効果が大い、その産業を基本的を支えるのは、新車購入や新車販売で有る、その売り上げを伸ばす事が、基幹産業や国の経済を支える事である。 2 ナンバープレートの登録番号が、色の種類分増やせる。 3 車が売買されるにあたり、10万の中古車と400万の新車が売買される両者の経済効果は、圧倒的な差がある。人は車を買う時は「強自性」「稀少性」とも求める。その汗水たらして働いて得た、大きな金額を支払って下さる人々に、「愚痴」の意味を含めて、選択の機会を与える、見かけた人が「赤ボデーにブルーも良いね」とかの話題や、新車購買意欲向上にも。 『その他』 1 色は、125ccのバイクのピンクでは無く、透明感のあるピンクで、今の白プレートの上にピンクや他の色を上塗りする。最も新たに白塗装してから、他の色の上塗り、意味でアクリル画を描く自分は、下地に白の絵の具を塗ってから他の色を塗る。それが、彩度を増し、透明感を出す。素晴らしいデザインと色の車には、透明感色のナンバープレートは是非お願いしたい。色付きナンバープレートは2重塗装になる分だけ、その費用は、個人負担の割増し料金で。 2 可能であれば、各自動車メーカーの社長さんや、営業部にアンケートして戴き、早急に検討をお願いします。お忙しいところ、大変感謝いたします。ありがとうございます。	個人	国土交通省	自家用乗用自動車の自動車登録番号標及び自家用軽自動車の車両番号標(いわゆるナンバープレート、以下、「ナンバープレート」という。)は、運行の用に供することができる車両であること等を対外的に表示するものであるとともに、犯罪捜査等にも活用されているものであることから、ナンバープレートに記載された番号等の視認性を確保する必要があります。 このため、ナンバープレートの塗色は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の規定により、自家用登録自動車が白地に緑文字、自家用軽自動車は黄地に黒文字と限定しています。	道路運送車両法施行規則第11条第1項、第45条第1項第2号	その他	現在、国土交通省では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、同大会エンブレム等の図柄を施し、開催に向けた国民的機運の醸成等を図る東京五輪特別仕様ナンバープレート及び地域の特長ある図柄を施し、地方創生等に資することを目的とした地方版図柄入りナンバープレートの交付について検討しているところです。具体的な図柄については、東京五輪特別仕様ナンバープレートについては広く国民から、地方版図柄入りナンバープレートについては自治体からそれぞれ提案を募り、提案された案について、ナンバープレートに記載された番号の視認性が確保されていること、その他ナンバープレートの公的な性格を踏まえて設けられた基準を満たしているか否か等の審査を行った上で決定することとしています。 このように、国土交通省としては、ご提案の「ブルー」、「バイオレット」、「薄いピンク」、「レインボー」の色のみなならず、ナンバープレートの活用により多様なニーズへ多角的に対応する取組を進めているところです。	